

原料排出者（食品残さを排出する食品製造業者等）と
原料受入者（飼料製造業者等）との契約書例

契約書 例	甲（原料排出者） （加熱処理等の対象（動物由来食品 循環資源）の有無）	乙（原料受入者） （加熱処理等の実施の可否）
（１）	有（動物由来食品循環資源）	可
（２）	有（動物由来食品循環資源）	不可（乙の出荷先で加熱することを 確約）
（３）	無（動物由来食品循環資源以外の食 品循環資源のみ）	不可
（４）	無（処理済食品由来動物由来食品循 環資源のみ）	不可
（５）	【廃食用油】 有（動物由来食品循環資源）	可
（６）	【廃食用油】 無（処理済食品由来動物由来食品循 環資源のみ）	不可

（記載内容によって（例えば頻繁に変更される可能性がある内容など）は、契約書でなく、
覚書、確認書、注文書の受け渡し等で取り決めることも可。）

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書例（１）

甲：食品残さ中に加熱処理等の対象のもの（動物由来食品循環資源）が含まれる場合
（加熱処理等の対象外のもの（動物由来食品循環資源以外の食品循環資源、処理済食
品由来動物由来食品循環資源）が含まれるか否かにかかわらず。）
乙：加熱処理等を行う場合

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書

原料排出者：_____（食品製造業者等）（以下「甲」という。）と、
原料受入者：_____（飼料製造業者等）（以下「乙」という。）は、甲の事業所：
_____から排出される食品残さの引き渡し・引き受けに関して、次の
とおり契約を締結する。

第１条 甲と乙は、この契約に基づく取引の円滑を図るため、従来からの取引関係を尊重し、
また法令遵守を前提として、相互に誠意をもって協力する。

第２条 乙は、豚用飼料又は豚用飼料の原料として、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関
する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に規定された加熱処理等（90℃以上、60 分間以
上等）を行うことができる施設であり、動物由来食品循環資源を含む食品残さを飼料の原
料として受け入れることができる。

<受け入れることができるもの>

- ・
- ・
- ・

<受け入れることができないもの（禁止物）>

- ・
- ・
- ・

第３条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、第２条で特
定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、残さの収集から、
保管、輸送時を通じて、確実に分別するとともに、腐敗・変敗の防止、有害物質や異物
の混入防止に努めること。

【必要に応じて以下を追記】

- ・ 甲は、●●（食品残さの種類）については、飼料原料として適切な衛生状態を保つた
め、△△（例：保存期間を○以内にする、保冷庫を使用する、冷暗所で保管する）
等の対策を講じること。

- ・甲は、原料用残さは、蓋付き・表示のある専用の容器（指定容器）に入れ、受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう保管、輸送すること。また、かび等が発生しないよう、使用の都度、洗浄するなど衛生管理を行うこと。
- ・甲は、事業所ごとに原料用残さに受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ・甲は、●～●に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ・甲は、保管方法、分別方法等について、従業員等に対し必要な教育を行うこと。
- ・乙は、甲に対し、必要に応じて、出向く等により、保管方法、分別方法等について教育を行うことができる。
- ・乙は、甲に対し、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき農林水産省消費・安全局長宛てに届け出た「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」の写しを共有すること。
- ・【乙が輸送を行う場合】乙は、受け入れる原料用残さに、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、適切に分別して輸送すること。

第4条 乙は、甲に対し、定期的に／必要に応じて、甲に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。また、甲は乙に対し、定期的に／必要に応じて、乙に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。【「また、」以降は必要に応じて追記。】

第5条 乙は、甲から収集する原料用残さの分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、必要に応じて、原料用残さの受入を一時的に停止する等の措置を行うことができる。

第6条 乙は、甲が契約に違反し、乙が改善の要請を行ったにも拘わらず、必要な措置を取らない場合には、原料用残さの受入を停止することができる。また、必要に応じ契約を解除することができる。

第7条 甲及び乙は、契約内容等に変更が生じる場合には、予め、その旨を、甲は乙に、乙は甲に通知し、協議を行うこと。

第8条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____
 業者名 _____
 氏 名 _____

(乙) 住 所_____

業者名_____

氏 名_____

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書例（２）

甲：食品残さ中に加熱処理等の対象のもの（動物由来食品循環資源）が含まれる場合
（加熱処理等の対象外のもの（動物由来食品循環資源以外の食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源）が含まれるか否かにかかわらず。）
乙：加熱処理等を行わない場合

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書

原料排出者：_____（食品製造業者等）（以下「甲」という。）と、
原料受入者：_____（飼料製造業者等）（以下「乙」という。）は、甲の事業所：
_____から排出される食品残さの引き渡し・引き受けに関して、次の
とおり契約を締結する。

第１条 甲と乙は、この契約に基づく取引の円滑を図るため、従来からの取引関係を尊重し、
また法令遵守を前提として、相互に誠意をもって協力する。

第２条 乙は、豚用飼料の原料を製造する施設であり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関
する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に規定された加熱処理等（90℃以上、60 分間
以上等）を行わない施設である。当該施設が製造した豚用飼料の原料は、全て、飼料及び
飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に規定された加熱
処理等（90℃以上、60 分間以上等）を行う施設に出荷することから、甲から、動物由来食
品循環資源を含む食品残さを飼料の原料として受け入れることができる。

<受け入れることができるもの>

- ・
- ・
- ・

<受け入れることができないもの（禁止物）>

- ・
- ・
- ・

第３条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、第２条で特
定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、残さの収集から、
保管、輸送時を通じて、確実に分別するとともに、腐敗・変敗の防止、有害物質や異物
の混入防止に努めること。

【必要に応じて以下を追記】

- ・ 甲は、●●（食品残さの種類）については、飼料原料として適切な衛生状態を保つた

め、△△（例：保存期間を○以内にする、保冷庫を使用する、冷暗所で保管する）等の対策を講じること。

- ・甲は、原料用残さは、蓋付き・表示のある専用の容器（指定容器）に入れ、受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう保管、輸送すること。また、かび等が発生しないよう、使用の都度、洗浄するなど衛生管理を行うこと。
- ・甲は、事業所ごとに原料用残さに受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ・甲は、●～●に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ・甲は、保管方法、分別方法等について、従業員等に対し必要な教育を行うこと。
- ・乙は、甲に対し、必要に応じて、出向く等により、保管方法、分別方法等について教育を行うことができる。
- ・乙は、甲に対し、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき農林水産省消費・安全局長宛てに届け出た「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」の写しを共有すること。
- ・【乙が輸送を行う場合】乙は、受け入れる原料用残さに、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、適切に分別して輸送すること。

第4条 乙は、甲に対し、定期的に／必要に応じて、甲に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。また、甲は乙に対し、定期的に／必要に応じて、乙に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。【「また、」以降は必要に応じて追記。】

第5条 乙は、甲から収集する原料用残さの分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、必要に応じて、原料用残さの受入を一時的に停止する等の措置を行うことができる。

第6条 乙は、甲が契約に違反し、乙が改善の要請を行ったにも拘わらず、必要な措置を取らない場合には、原料用残さの受入を停止することができる。また、必要に応じ契約を解除することができる。

第7条 甲及び乙は、契約内容等に変更が生じる場合には、予め、その旨を、甲は乙に、乙は甲に通知し、協議を行うこと。

第8条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名_____

氏 名_____

(乙) 住 所_____

業者名_____

氏 名_____

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書例（3）

甲：食品残さ中に加熱処理等の対象のもの（動物由来食品循環資源）が含まれない場合
（加熱処理等の対象外のもの（動物由来食品循環資源以外の食品循環資源）のみが含まれる場合）

乙：加熱処理等を行わない場合

2021 年 5 月 誤記を修正

修正前) 第 4 条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、
第 3 条 で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が・・・

修正後) 第 4 条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、
第 2 条 で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が・・・

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書

原料排出者：（食品製造業者等）（以下「甲」という。）と、
原料受入者：（飼料製造業者等）（以下「乙」という。）は、甲の事業所：
から排出される食品残さの引き渡し・引き受けに関して、次の
とおり契約を締結する。

第 1 条 甲と乙は、この契約に基づく取引の円滑を図るため、従来からの取引関係を尊重し、
また法令遵守を前提として、相互に誠意をもって協力する。

第 2 条 乙は、豚用飼料の原料を製造する施設であり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関
する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に規定された加熱処理等（90℃以上、60 分間
以上等）を行わない施設であることから、甲から、動物由来食品循環資源を含む食品残さ
を飼料の原料として受け入れることはできない。

<受け入れることができるもの>

- ・
- ・

<受け入れることができないもの（禁止物）>

- ・
- ・
- ・

第 3 条 甲は、肉を扱う事業所等であるが、乙に受入を依頼する食品残さは、肉を扱わない
建屋・フロア・ライン由来の食品循環資源のみであり、動物由来食品循環資源を含まない、
接触していないものである。

第 3' 条 甲は、肉を扱う事業所等ではなく、乙に受入を依頼する食品残さは、動物由来食

品循環資源を含まない、接触していないものである。

【第3条、第3'条は、どちらか該当する方を記載する】

第4条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、残さの収集から、保管、輸送時を通じて、確実に分別するとともに、腐敗・変敗の防止、有害物質や異物の混入防止に努めること。

【必要に応じて以下を追記】

- ・甲は、●●（食品残さの種類）については、飼料原料として適切な衛生状態を保つため、△△（例：保存期間を○以内にすると、保冷库を使用する、冷暗所で保管する）等の対策を講じること。
- ・甲は、原料用残さは、蓋付き・表示のある専用の容器（指定容器）に入れ、受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう保管、輸送すること。また、かび等が発生しないよう、使用の都度、洗浄するなど衛生管理を行うこと。
- ・甲は、事業所ごとに原料用残さに受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ・甲は、●～●に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ・甲は、保管方法、分別方法等について、従業員等に対し必要な教育を行うこと。
- ・乙は、甲に対し、必要に応じて、出向く等により、保管方法、分別方法等について教育を行うことができる。
- ・乙は、甲に対し、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき農林水産省消費・安全局長宛てに届け出た「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」の写しを共有すること。【乙が当該届出を行っている場合に記載】
- ・甲は、乙に対し、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき農林水産省消費・安全局長宛てに届け出た「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」の写しを共有すること。【甲が当該届出を行っている場合に記載】
- ・【乙が輸送を行う場合】乙は、受け入れる原料用残さに、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、適切に分別して輸送すること。

第5条 乙は、甲に対し、定期的に／必要に応じて、甲に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。また、甲は乙に対し、定期的に／必要に応じて、乙に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。【「また、」以降は必要に応じて追記。】

第6条 乙は、甲から収集する原料用残さの分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、必要に応じて、原料用残さの受入を一時的に停止する等の措置を行うことができる。

第7条 乙は、甲が契約に違反し、乙が改善の要請を行ったにも拘わらず、必要な措置を取らない場合には、原料用残さの受入を停止することができる。また、必要に応じ契約を解

除することができる。

第8条 甲及び乙は、契約内容等に変更が生じる場合には、予め、その旨を、甲は乙に、乙は甲に通知し、協議を行うこと。

第9条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

○年○月○日

(甲) 住 所_____

業者名_____

氏 名_____

(乙) 住 所_____

業者名_____

氏 名_____

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書例（４）

甲：食品残さ中に加熱処理等の対象のもの（動物由来食品循環資源）が含まれない場合
（加熱処理等の対象外のもの（処理済食品由来動物由来食品循環資源）のみが含まれる場合）

乙：加熱処理等を行わない場合

2021 年 5 月 誤記を修正

修正前）第 4 条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、
第 3 条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が・・・

修正後）第 4 条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、
第 2 条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が・・・

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書

原料排出者：（食品製造業者等）（以下「甲」という。）と、
原料受入者：（飼料製造業者等）（以下「乙」という。）は、甲の事業所：
から排出される食品残さの引き渡し・引き受けに関して、次の
とおり契約を締結する。

第 1 条 甲と乙は、この契約に基づく取引の円滑を図るため、従来からの取引関係を尊重し、
また法令遵守を前提として、相互に誠意をもって協力する。

第 2 条 乙は、豚用飼料の原料を製造する施設であり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関
する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に規定された加熱処理等（90℃以上、60 分間
以上等）を行わない施設であることから、甲から、動物由来食品循環資源を含む食品残さ
を飼料の原料として受け入れることはできない。

<受け入れることができるもの>

・
・

<受け入れることができないもの（禁止物）>

・
・

第 3 条 甲は、肉を扱う事業所等であるが、乙に受入を依頼する食品残さは、処理済食品由
来動物由来食品循環資源（食品の製造工程で肉の中心温度 70℃以上 30 分間以上又はこれ
と同等以上の効果を有する方法で加熱処理されたことを測定データにより確認された食
品のみ）に由来する残さであって、食品の製造から残さの収集、保管、輸送を通じて、それ
以外の食品・食品残さと接触していないもの）のみであり、動物由来食品循環資源を含ま
ない、接触していないものである。

第4条 甲は、飼料の原料となる食品残さ（以下「原料用残さ」という。）に、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、残さの収集から、保管、輸送時を通じて、確実に分別するとともに、腐敗・変敗の防止、有害物質や異物の混入防止に努めること。

【必要に応じて以下を追記】

- ・甲は、●●（食品残さの種類）については、飼料原料として適切な衛生状態を保つため、△△（例：保存期間を○以内に作る、保冷庫を使用する、冷暗所で保管する）等の対策を講じること。
- ・甲は、原料用残さは、蓋付き・表示のある専用の容器（指定容器）に入れ、受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう保管、輸送すること。また、かび等が発生しないよう、使用の都度、洗浄するなど衛生管理を行うこと。・甲は、事業所ごとに原料用残さに受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ・甲は、●～●に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ・甲は、保管方法、分別方法等について、従業員等に対し必要な教育を行うこと。
- ・乙は、甲に対し、必要に応じて、出向く等により、保管方法、分別方法等について教育を行うことができる。
- ・乙は、甲に対し、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき農林水産省消費・安全局長宛てに届け出た「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」の写しを共有すること。
- ・【乙が輸送を行う場合】乙は、受け入れる原料用残さに、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、適切に分別して輸送すること。

第5条 乙は、甲に対し、定期的に／必要に応じて、甲に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。また、甲は乙に対し、定期的に／必要に応じて、乙に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。【「また、」以降は必要に応じて追記。】

第6条 乙は、甲から収集する原料用残さの分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、必要に応じて、原料用残さの受入を一時的に停止する等の措置を行うことができる。

第7条 乙は、甲が契約に違反し、乙が改善の要請を行ったにも拘わらず、必要な措置を取らない場合には、原料用残さの受入を停止することができる。また、必要に応じ契約を解除することができる。

第8条 甲及び乙は、契約内容等に変更が生じる場合には、予め、その旨を、甲は乙に、乙は甲に通知し、協議を行うこと。

第9条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____
(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書例（５）

甲：食品残さ（廃食用油）中に加熱処理等の対象のもの（動物由来食品循環資源）が含まれる場合

（加熱処理等の対象外の廃食用油（動物由来食品循環資源以外の食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源）が含まれるか否かにかかわらず。）

乙：加熱処理等を行う場合

廃食用油の引き渡し・引き受けに関する契約書

原料排出者：_____（食品製造業者等）（以下「甲」という。）と、
原料受入者：_____（飼料製造業者等）（以下「乙」という。）は、甲の事業所：
_____から排出される廃食用油の引き渡し・引き受けに関して、次の
とおり契約を締結する。

第１条 甲と乙は、この契約に基づく取引の円滑を図るため、従来からの取引関係を尊重し、また法令遵守を前提として、相互に誠意をもって協力する。

第２条 乙は、豚用飼料又は豚用飼料の原料として、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に規定された加熱処理等（90℃以上、60 分間以上等）を行うことができる施設であり、動物由来食品循環資源を含む廃食用油を飼料の原料として受け入れることができる。

<受け入れることができるもの>

- ・
- ・

<受け入れることができないもの（禁止物）>

- ・
- ・

第３条 甲は、飼料の原料となる廃食用油に、第２条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、残さの収集から、保管、輸送時を通じて、確実に分別するとともに、腐敗・変敗の防止、有害物質や異物の混入防止に努めること。

【必要に応じて以下を追記】

- ・ 甲は、廃食用油については、飼料原料として適切な衛生状態を保つため、△△（例：保存期間を○以内にする、保冷庫を使用する、冷暗所で保管する）等の対策を講じること。
- ・ 甲は、廃食用油を、蓋付き・表示のある専用の容器（指定容器）に入れ、受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう保管、輸送すること。また、かび

等が発生しないよう、使用の都度、洗浄するなど衛生管理を行うこと。

- ・甲は、事業所ごとに廃食用油に受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ・甲は、●～●に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ・甲は、保管方法、分別方法等について、従業員等に対し必要な教育を行うこと。
- ・乙は、甲に対し、必要に応じて、出向く等により、保管方法、分別方法等について教育を行うことができる。
- ・乙は、甲に対し、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき農林水産省消費・安全局長宛てに届け出た「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」の写しを共有すること。
- ・【乙が輸送を行う場合】乙は、受け入れる廃食用油に、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、適切に分別して輸送すること。

第4条 乙は、甲に対し、定期的に／必要に応じて、甲に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。また、甲は乙に対し、定期的に／必要に応じて、乙に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。【「また、」以降は必要に応じて追記。】

第5条 乙は、甲から収集する廃食用油の分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、必要に応じて、廃食用油の受入を一時的に停止する等の措置を行うことができる。

第6条 乙は、甲が契約に違反し、乙が改善の要請を行ったにも拘わらず、必要な措置を取らない場合には、廃食用油の受入を停止することができる。また、必要に応じ契約を解除することができる。

第7条 甲及び乙は、契約内容等に変更が生じる場合には、予め、その旨を、甲は乙に、乙は甲に通知し、協議を行うこと。

第8条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____
(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____

食品残さの引き渡し・引き受けに関する契約書例（６）

甲：食品残さ（廃食用油）中に加熱処理等の対象のもの（動物由来食品循環資源）が含まれない場合

（加熱処理等の対象外の廃食用油（処理済食品由来動物由来食品循環資源）のみが含まれる場合）

乙：加熱処理等を行わない場合

2021 年 5 月 誤記を修正

修正前) 第 4 条 甲は、飼料の原料となる廃食用油に、**第 3 条**で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう・・・

修正後) 第 4 条 甲は、飼料の原料となる廃食用油に、**第 2 条**で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう・・・

廃食用油の引き渡し・引き受けに関する契約書

原料排出者： _____（食品製造業者等）（以下「甲」という。）と、
原料受入者： _____（飼料製造業者等）（以下「乙」という。）は、甲の事業所：
_____から排出される廃食用油の引き渡し・引き受けに関して、次の
とおり契約を締結する。

第 1 条 甲と乙は、この契約に基づく取引の円滑を図るため、従来からの取引関係を尊重し、また法令遵守を前提として、相互に誠意をもって協力する。

第 2 条 乙は、豚用飼料の原料を製造する施設であり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に規定された加熱処理等（90℃以上、60 分間以上等）を行わない施設であることから、甲から、動物由来食品循環資源を含む廃食用油を飼料の原料として受け入れることはできない。但し、甲が食品製造業者等であって、かつ、排出する廃食用油が、「処理済食品由来動物由来食品循環資源」に該当することが担保される場合に限って、乙は、これを飼料の原料として受け入れることが可能となる。

<受け入れることができるもの>

- ・
- ・

<受け入れることができないもの（禁止物）>

- ・
- ・

第 3－1 条 甲は、肉を扱う事業所等であるが、乙に受入を依頼する廃食用油は、処理済食品由来動物由来食品循環資源に該当するもののみであり、動物由来食品循環資源を含ま

ない、接触していないものである。

第3－2条 甲は、以下①～③を全て満たすことにより、前第3－1条の「処理済食品由来動物由来食品循環資源に該当するもの」であることを担保する。

①廃食用油は、肉等の揚げ油に用いたものであり、冷めた後、肉と接触しないように扱われたものである。

②①について、甲の社内における標準作業手順書（SOP）等に盛り込むことにより扱いを明確にし、かつ、従業員に周知・徹底している。

③廃食用油は、食品の製造から残さの収集、保管、輸送を通じて、それ以外の食品・食品残さと接触しないように扱われたものである。

第4条 甲は、飼料の原料となる廃食用油に、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、残さの収集から、保管、輸送時を通じて、確実に分別するとともに、腐敗・変敗の防止、有害物質や異物の混入防止に努めること。

【必要に応じて以下を追記】

- ・甲は、廃食用油については、飼料原料として適切な衛生状態を保つため、△△（例：保存期間を○以内にする、保冷庫を使用する、冷暗所で保管する）等の対策を講じること。
- ・甲は、廃食用油を、蓋付き・表示のある専用の容器（指定容器）に入れ、受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう保管、輸送すること。また、かび等が発生しないよう、使用の都度、洗浄するなど衛生管理を行うこと。
- ・甲は、事業所ごとに廃食用油に受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
- ・甲は、●～●に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- ・甲は、保管方法、分別方法等について、従業員等に対し必要な教育を行うこと。
- ・乙は、甲に対し、必要に応じて、出向く等により、保管方法、分別方法等について教育を行うことができる。
- ・乙は、甲に対し、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき農林水産省消費・安全局長宛てに届け出た「食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届」の写しを共有すること。
- ・【乙が輸送を行う場合】乙は、受け入れる廃食用油に、第2条で特定した受け入れることができないもの（禁止物）が混入しないよう、適切に分別して輸送すること。

第5条 乙は、甲に対し、定期的に／必要に応じて、甲に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。また、甲は乙に対し、定期的に／必要に応じて、乙に出向き、本契約内容の遵守状況について、確認することができる。【「また、」以降は必要に応じて追記。】

第6条 乙は、甲から収集する廃食用油の分別状況等に不適切な事例が認められた場合に

は、必要に応じて、廃食用油の受入を一時的に停止する等の措置を行うことができる。

第7条 乙は、甲が契約に違反し、乙が改善の要請を行ったにも拘わらず、必要な措置を取らない場合には、廃食用油の受入を停止することができる。また、必要に応じ契約を解除することができる。

第8条 甲及び乙は、契約内容等に変更が生じる場合には、予め、その旨を、甲は乙に、乙は甲に通知し、協議を行うこと。

第9条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____
(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____